

政府税制調査会海外調査報告（オランダ、ドイツ、スウェーデン）

1. 日程等

(1) 日程

平成 28 年 3 月 13 日（日）～20 日（日）

(2) 出張者

田近 栄治 委員
岡村 忠生 委員

(3) 随行者

大森 朝之 財務省主税局税制第一課課長補佐
山本 倫彦 総務省自治税務局市町村税課課長補佐
名切 悠晴 財務省主税局調査課外国調査第一係長

(4) 訪問先

【オランダ】 ライデン大学、財務省、経済省
【ドイツ】 ドイツ社会経済研究所、ケルン大学租税法研究所、ドイツ経済研究所、
連邦財務省、連邦労働社会省
【スウェーデン】 財務省、ストックホルム大学

2. 調査概要

以下は、今回の調査において、

- (1) 諸外国における経済社会の構造変化を踏まえた税制の課題
- (2) 所得税改革（諸控除の見直し）
- (3) 所得税改革（私的年金や金融所得に係る税制のあり方）
- (4) 国際課税（BEPS）

について聴取した内容を、概要としてまとめたものである。

(1) 諸外国における経済社会の構造変化を踏まえた税制の課題

今回の政府税調の海外出張では、調査国において、過去に個人所得課税改革を含む包括的な税制改革が実施された際の経済・社会的背景、政府の政策体系全体における税制の位置づけ（社会保障制度改革をはじめとする諸制度の見直しとの関係）等を踏まえ、各国においてそうした税制改革がどのような経済・社会の下で行われたかを明らかにするとともに、その後の経済・社会の構造変化により、現在調査国が直面している課題について聴取した。調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

【オランダ】

＜オランダの租税体系及び社会保障制度の概要（計数は2012年現在）＞

- ・ 国民負担率は49.0%であり、主要国（日、米、英、独、仏）と比較すると、仏、独に次いで高い水準。
- ・ 租税負担率（28.5%）は主要国と比較すると中位であるが、社会保障負担率は20.5%で仏、独に次いで高い。
- ・ 租税負担率の構成内訳をみると、消費課税の負担が最も高く（14.7%）、次いで個人所得課税（9.8%）、法人所得課税（2.5%）、資産課税等（1.6%）の順である。
- ・ オランダの公的年金は、保険料負担は所得に応じて課されるにも関わらず、給付は支払った保険料ではなく加入年数によって決まり、国民全員の最低限の老後所得を保障するためのものであり、税方式に近い。オランダの医療保険は、短期医療に係る医療保険（健康保険）と長期医療に係る医療保険（特別医療費保険）が存在し、いずれも強制加入となっているが、前者は民間保険会社が保険者となり、保険契約に応じて保険料が異なるのに対し、後者は国が保険者で保険料が一定である。

＜1990年税制改革＞

- ・ 所得税と社会保険料の統合
- ・ 所得税の最高税率の引下げ（72%→60%）
- ・ 課税ベースの拡大（社会保険料控除の廃止や基礎控除の引下げ）

＜2001年税制改革＞

- ・ 所得控除から税額控除への変更
- ・ ボックス・システムの導入、富裕税の廃止
- ・ 付加価値税率の引上げ（17.5%→19%）

＜その他＞

- ・ 付加価値税率の引上げ（2012年 19%→21%）

（包括的税制改革）

- 1990年税制改革前のオランダは、いわゆる「オランダ病」により、企業収益の低下、高い失業率、社会保障負担の増大、財政赤字の拡大に苦しんでいた。税制面に関しても、所得税負担が非常に重い（最高税率：72%）一方、各種控除により課税ベースの脱漏という問題が生じていた。
- これらの問題意識の下、抜本的な税制改正を行うために創設された「オーツ委員会」において議論が行われた。レーガンやサッチャーの税制改革の影響も受け、1990年の税制改革において、所得税と社会保険料の統合に伴う社会保険料控除の廃止等により課税ベースを拡大するとともに、最高税率の引下げを行った。
- しかし、所得税率が依然として高い水準にあったことに加え、北欧の二元的所得税改革の影響を受けて、2001年に行われた税制改革は、富裕税の廃止を望んでいた右派政党と、所得再分配の観点（所得控除は所得が大きい者ほど負担軽減額が大きい、税額控除は高所得者も低所得者も同額の控除が受けられるため、税額控除の方が所得再分配の効果が大きい）から所得控除の税額控除への変更を望んでいた左派政党による政治的な交渉の結果として実現した。

(現在の課題)

- 現在の課題として、様々な税額控除が追加されたために、税制が複雑化していることがあげられる。低所得者の多くはもはや税金を払っておらず、これ以上税額控除を拡充しても効果はない。オランダにおいても若者の貧困は課題であり、特に社会保険料の負担が重いこと等が問題となっているが、近年の対応としては、2012年に年金の支給開始年齢を65歳から67歳へ引き上げて社会保険料を引き下げたことのみである。

(その他)

- 付加価値税は、価格を構成する様々なコストのうちの一つという認識があることから、2012年の付加価値税率の引上げ(19%→21%)の際も、経済に永続的な影響はなく、その後の経済は回復している。なお、EUの財政規律を守るという大義名分があったことから、特に国民から大きな反対はなかった。また、オランダのように軽減税率の対象範囲が広い(オランダで軽減税率の対象となる外食は富裕層向けの贅沢なものも含まれる)と、逆進性の緩和としては非常に非効率となる。
- ボックス・システムにおいて、同族会社のアクティブオーナーに係る所得を勤労所得(給与)と資本所得(配当)に適正に振り分けることはなかなか難しい。基本的にはボックス1(勤労及び事業、居住用住宅からの所得)に配分されるべき給与について、税率の低いボックス2(大口持分株主からの資本所得)に配分されるべき配当の形にして租税裁定することが可能。租税裁定を防ぎ、勤労所得に適正な所得を確保するために、みなし賃金(原則44,000ユーロ)はボックス1に必ず配分するという一定の制限は存在するものの、所得をボックス2に移動させて(配当に振り分けて)租税回避を行うインセンティブが存在している。

【ドイツ】

＜ドイツの租税体系及び社会保障制度の概要(計数は2012年現在)＞

- ・ 国民負担率は52.2%であり、主要国(日、米、英、独、仏)の中では仏に次いで高い。
- ・ 租税負担率(30.1%)は主要国の中では中位であるが、社会保障負担率は22.1%で仏に次いで高い。
- ・ 租税負担率の構成内訳をみると、消費課税の負担が最も高く(14.1%)、次いで個人所得課税(12.5%)、法人所得課税(2.3%)、資産課税等(1.2%)の順である。
- ・ ドイツの公的年金は、職域毎の組合等が運営しており、年金保険料及び連邦補助金を財源とする賦課方式。医療制度は地区、企業単位の公法人である「疾病金庫」が保険料収入及び連邦補助金を財源として運営。

＜シュレーダー税制改革2000の概要＞

- ・ 立地競争力のある税制への転換
法人税率の引下げ(実効税率 1998年:51.8%→2001年:38.6%、法人税率 40%→25%)
- ・ 企業再編促進、成長産業の振興
企業の長期保有株式譲渡益課税を非課税化

＜その他＞

- ・ リーマン・ショックに対応するため、大規模な経済対策を行ったことで、財政収支は大幅に悪化。こうした状況を受け、基本法改正を含む大規模な財政健全化策を決定。2012年以降、財政収支を黒字化するなど、他のEUやG7諸国と比べて最も財政健全化が進んでいる。
- ・ 付加価値税率の引上げ(2007年 16%→19%)

(包括的税制改革)

- 1990 年代後半のドイツは、「欧州の病人」といわれるほど経済が悪化。失業率は 8~10%前後で推移、経済成長率 1%程度、公的債務残高対 GDP 比も悪化、という状況が続いていた。この要因としては、①1990 年の東西ドイツ再統一に伴う財政負担（財政赤字）、②手厚い労働者保護などによる、重い社会保障負担、③EU の拡大・深化などグローバル化に伴う競争の加速等が指摘されていた。
- 1998 年に発足したシュレーダー政権は、こうした経済社会の状況の下、2000 年に「税制改革 2000」を決定。立地競争力の観点から、法人税等を引き下げるとともに、企業の長期保有株式譲渡益課税を非課税化することで、企業同士による水平的な株式持ち合いが減少し、産業再編が促進されることを図った。
- また 2003 年には、「アジェンダ 2010」を発表し、労働市場や社会保障の包括的改革にも取り組んだ。これらの一連の改革の結果、短期的には財政収支の悪化や失業率の上昇等をもたらしたが、長期的には高い労働コストが改善され、失業率低下、社会保障負担率上昇の抑制、産業の新陳代謝をもたらしたと評価される。
- さらに、公的年金の縮減分（2000 年代以降、少子高齢化による財源不足問題等により、給付水準引下げや支給開始年齢の引上げ等の年金制度改革を実施）を補完するための制度として、2002 年にリースター年金を導入。

(現在の課題)

- 現在のドイツの課題の一つは、少子高齢化により社会保険料負担が逡増していること。これに関しては、社会保障費の抑制等を図るとともに、所得課税においても年金保険料を将来的に 100%控除可能^(※)（現在は 82%控除可能）とし、年金給付は将来的に 100%課税（現在は給付額の 72%のみを課税）する予定。EET 型の課税方式に移行するのは、現役世代への配慮と高齢世代への相応の負担を求めていくという考え方による。
※医療保険料等に係る控除は、一定の上限額が設定されている。
- また、シュレーダー改革で取り残されたのが、有期雇用者等の低所得者問題であるが、これに対しては、2014 年の最低賃金制度の導入やゼロ税率ブラケットの適用限度額の引上げ等で対応している。米国等で行われているような給付付きの就労税額控除については、失業などの問題には社会保障（給付等）で対応するべきと考えられているため、政府では検討されていない。
- その他、格差問題に対しては、一律 25%の金融所得課税を引き上げるべきという議論や、相続税等を強化すべきという議論もある。

(その他)

- 低所得者への配慮として、軽減税率を導入している。2007 年の付加価値税率の引上げ（16%→19%）の際には、1 年前にアナウンスを行っていたこともあり、反動減や価格調整についての混乱も少なかった。国民の間で大きな混乱や反対がなかったのは、食料品等の軽減税率を 7%に据え置いていたことも一因である可能性がある。

【スウェーデン】

＜スウェーデンの租税体系及び社会保障制度の概要（計数は2012年現在）＞

- ・ 国民負担率は56.1%であり、主要国（日、米、英、独、仏）と比較すると、仏に次いで高い水準。
- ・ 租税負担率（49.0%）は、公的医療を地方税で賄っていること等もあり、主要国よりも高水準である一方、社会保障負担率は7.1%と低い水準。
- ・ 租税負担率の構成内訳をみると、消費課税の負担が最も高く（18.9%）、次いで個人所得課税（18.1%）、資産課税等（8.2%）、法人所得課税（3.9%）の順である。
- ・ 社会保障に関しては、公的年金は、支払った保険料に応じて給付額が決まる所得比例年金に加え、低所得者に絞った税による最低保障年金がある。医療制度は税方式を採用（公的医療は県が主体となり、地方税を財源に支出する仕組み）している。

＜包括的税制改革＞

- ・ 1991年に二元的所得税を導入し、勤労所得と資本所得を切り分け、
 - ① 勤労所得については累進税率（及び最高税率の引下げ：73%（1990年）→51%（1991年））、
 - ② 資本所得については比例税率（30%）で課税するとともに、課税ベースの拡大（株式譲渡益の全額課税、支払利子控除の制限）、等を実施した。

（包括的税制改革）

- 1980年代のスウェーデンでは、支払利子控除が広範に認められていたことにより、住宅投資への歪んだインセンティブが働いていたことから貯蓄率が低下していた。また、支払利子控除を利用した租税回避も生じていた。
- このような背景の中、1991年に二元的所得税を導入し、勤労所得と資本所得を切り分け、
 - ① 勤労所得については累進税率（及び最高税率の引下げ：73%（1990年）→51%（1991年））、
 - ② 資本所得については租税回避（住宅ローンにより支払利子を損益通算等）が生じていたことに鑑み、比例税率（30%）で課税するとともに、課税ベースの拡大（株式譲渡益の全額課税、支払利子控除の制限）、等を実施した。
- この支払利子控除の制限で借入が減少したことにより、純金融資産が増加し、マイナスであった貯蓄率は1990年代に入って上昇した。二元的所得税については、法人税改革（法人税率の引下げ（最高税率：52%（1990年）→30%（1991年））、課税ベースの拡大）と併せて、1990年代のスウェーデン経済を改善させた要因の一つとして評価される。

（現在の課題）

- 他方、1991年改革から25年が経過し、最高税率の引上げなど度重なる制度変更を通じて、勤労所得に係る限界税率の上昇や様々な特例措置など例外規定が増加しており、あらためて1991年改革の原則（低い限界税率と広い課税ベース）に立ち戻った見直しが必要とされている。
- 出生率の上昇を図るため、以前は児童控除が存在したが、高所得者ほど有利であり逆進性が強いという批判があったため、児童手当に変更された。また、両親が育児をしやすいうように、育休手当など税制以外の措置を充実させている。スウェーデンでは、社会政策の性質によっては、税の控除よりも直接の補助金等の方がより効果的であると考えられている。

(その他)

- 1969年に付加価値税(税率11.1%)を導入し、段階的に税率を引き上げ、1990年に25%に達した後、1992年に、インフレに対抗する手段として、食料品に対する付加価値税率を引き下げることが、当初検討されていた標準税率を1.25%引き下げるという手段よりも有効であると考えられたことから、食料品に対する軽減税率(2016年現在12%)を導入した。
- 同族会社のアクティブオーナーの所得に係る勤労所得(給与)と資本所得(配当)の振り分けには複雑な制度が存在する。例えば、①株式の取得価格×みなし収益率(リスクプレミアム(8%)＋国債レート)、②賃金の一定割合(4%以上の株式を持っている場合、最大で会社の支払賃金の50%)の合計額までを資本所得で課税し、その合計額を超える部分を勤労所得として課税する。これは、アクティブオーナーには、会社の利益について高い税率が適用される勤労所得(給与)ではなく、比例税率の資本所得(配当)として分配するインセンティブが存在するため、そこに一定の制限を加えるためである。

(2) 所得税改革(諸控除の見直し)

わが国では、年功序列により収入が勤続年数に応じて増加することが一般的であったため、1990年代には所得分布の状況が諸外国に比してはるかに平準化していたが、現在では、非正規雇用の増加等により所得格差が拡大し、所得再分配機能の重要性が高まっている。政府による所得再分配政策には、手当や現物給付のような歳出面の措置も含めて様々な手法があることから、調査国において、税制面でどのような取組を行うことが適切と考えているか、その考え方を聴取した。調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

【オランダ】

<所得控除の税額控除化・消失化の概要>

- ・ 所得再分配の観点から、2001年の税制改革において、所得控除を税額控除化し、更なる所得再分配の観点から、2016年より税額控除の消失化を行った。

- 2001年税制改革において所得控除を税額控除化。税額控除に変更した理由は、所得控除が高所得者に有利であるのに対し税額控除は低所得者に恩恵が大きいこと。この改革をGINI係数で見ると、2001年以降、税制による再分配効果が明らかに高まっているという評価がある。
- 基礎税額控除は年に2,200ユーロであり、この金額は最低賃金などと明確なリンクがあるわけではないが、最低生活を担保するために一定額までは課税しないという基本的な考え方が背景に存在する。夫婦で適用した場合、月に350ユーロの税額控除を受けることができるため、少ないという批判はなされていない。
- オランダの税額控除は、所得税及び社会保険料(年金及び一定の特別医療費保険(長期))の両方から控除できるが、所得税その次に社会保険料に効いていくというものではなく、両者の合計額から控除が受けられるもの。なお、税額控除を適用した結果、納付税額がマイナスとなっても、給付が行われることはない。
- 所得税と社会保険料は1990年の税制改革により統合され、36.5%及び42%の税率ブラケットの内数として、28.15%の社会保険料が含まれているが、国民は両者を区別していない。なお、社会保険料部分が所得比例であるにも関わらず、給付は支払った保険料ではなく加入年数に応

じて一定額が支払われるものであり、オランダの公的年金は税による最低保障年金に近い。

- 所得再分配の観点から、基礎税額控除及び勤労税額控除の所得に応じた減額を 2009 年から始めているが、所得に応じた逓減額をより大きくしており、2016 年から消失化させることとした。この見直しについては、中間所得層の実質的な税負担（オランダの基礎税額控除の逓減は約 300 万円以上の所得があると逓減し、約 880 万円ですべて完全に消失する）が増えることにより、それらの層の労働意欲を減退させるのではないかと、納税者にとって税負担額がわかりにくいのではないかと、という批判がある。
- また、児童税額控除については、低所得者は税額が小さいために恩恵を受けられないことがあるという国会での指摘と、連立政権中の保守派による児童手当を増額すべきとの主張を受け、2008 年に所得制限付きの児童手当に改組された。

【ドイツ】

＜ゼロ税率ブラケットの概要＞

- ・ ゼロ税率ブラケットの背景には、「生存のために必要不可欠な最低限度」を保障するという考えがある。
- ・ 概算控除として、給与所得には被用者概算控除、年金所得には年金控除が存在。ドイツの被用者概算控除は日本と比べると少額（1,000 ユーロ）だが、給与所得者と事業所得者の間の不公平感はない。

- ゼロ税率ブラケットの導入経緯は必ずしも定かではないが、「生存のために必要不可欠な最低限度」を保障するという哲学が存在することから、そのような趣旨で導入しているものと推察される。
- 生活最小限の保障について所得税法と基本法（憲法）の両立可能性について争われた 1992 年の連邦憲法裁判所の判決に基づき、ゼロ税率ブラケットの適用限度額は、「生存のために必要不可欠な最低限度」を保障するための水準として 1996 年に約 2 倍となり、現在 8,652 ユーロとなっている。この額は（「生活最低限レポート」が毎年発行されているものの）政治的に定められている。この水準は毎年インデクセーションによって微増させている。
- ドイツの場合は、ゼロ税率ブラケットの適用限度額を引き上げた際に、それより上位のブラケットの適用限度額も引き上げる（ブラケットもスライドさせる）こともあるため、ゼロ税率ブラケットの適用限度額の引上げによる税負担軽減効果が所得控除の場合と同じようになることもある。
- 他方で、一般的に所得控除を廃止し、その下で最低税率適用者が受けていた税負担軽減効果に合わせてゼロ税率ブラケットを創設する（所得控除額と同額のゼロ税率ブラケットの適用限度額を創設し、それより上位のブラケットの適用限度額は変更しない）ことを考えるということであれば、低所得者層と高所得者層に対して同額の恩恵があるものである。そうであれば、所得再分配機能の強化を狙ってゼロ税率ブラケットを創設するという考え方も合理的である。なお、低所得者への配慮という観点からは、ゼロ税率ブラケットの創設と税額控除化との間では、その効果に特段大きな違いはない。
- 概算控除として、給与所得には被用者概算控除（1,000 ユーロ）、年金所得には年金控除（102 ユーロ）が存在する。日本と比べるといずれも少額であるが、ドイツでは十分と考えられてい

る。そのため、実額控除も選択できるが、実額控除を使っている者はごくわずかである。ドイツにおいては、個人事業主が売上記録を操作できないようなレジの導入も進んでおり、反面調査も実施するので、個人事業主の所得もある程度捕捉できており、給与所得者にとって、事業所得者との不公平という問題も存在しない。

【スウェーデン】

＜諸控除について＞

- ・ 就労促進のための勤労税額控除や、年金保険料支払い額を100%税額控除できる社会保険料税額控除が存在。

- スウェーデンの二元的所得税における控除としては、所得控除としての基礎控除（勤労所得に適用され、その金額に応じて控除額が逦増・逦減する仕組み）が存在。また、社会保障が手厚すぎたため労働インセンティブを阻害しているという問題が存在したことから、2000年代に入っても失業率が低下しなかったため、更なる就労促進策の一つとして2007年に勤労税額控除が導入された。なお、控除しきれなかった部分の給付は行われていない。
- この勤労税額控除については、所得再分配を強化するため、2015年より、勤労所得が一定水準を超える場合には税額控除額が逦減し、142万クローネを超えると消失化させることとした。
- 年金保険料について、雇用主負担分が10.21%であるのに対して、被用者負担分は7%である。この被用者が支払う7%の年金保険料については、100%の税額控除が認められており、これは年金保険料を税金で実質的に肩代わりしているものである。1999年の年金改革の際に、（それまで一階部分は税方式であったため）新たに生じる7%の保険料負担について、支払わなくても年金は保障されると首相が約束したことに基づく。

（3）所得税改革（私的年金や金融所得に係る税制のあり方）

わが国では、国民の老後所得保障において公的年金が大きな役割を果たしてきたが、少子化・高齢化の進展により、その給付水準は中長期的に調整されていくことが見込まれている。また、これまで公的年金を補完することが期待されていた企業年金も、企業業績の悪化や運用環境の低迷により加入者が減少傾向にある。そうした中で、老後の生活に備えるための個人の自助努力が重要となってきたところ、調査国において、このような自助努力に対する税制面における支援のあり方（個人年金への非課税拠出や投資・貯蓄優遇税制）等についての考え方を聴取した。調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

1. 私的年金について

【ドイツ】

＜リースター年金の導入等＞

- ・ ドイツの年金課税は、現役世代への配慮と高齢世代へ相応の負担を求めていくとの考え方から、段階的にEET型に移行。
- ・ ドイツでは、公的年金の給付抑制が進められる中で、それを補完して老後に備える自助努力を支援するため、2002年に助成金又は税制優遇（拠出時非課税）が受けられる個人年金（リースター年金）を導入。リースター年金の保険料に係る所得控除限度額（2,100ユーロ）は、公的年金の所得代替率の引下げ（70%→67%）を埋め合わせるという考え方の下に設定されている。

- 現在のドイツの課題の一つは、少子高齢化により社会保険料負担が逡増していること。これに関しては、社会保障費の抑制等を図るとともに、所得課税においても年金保険料を将来的に100%控除可能（現在は82%控除可能）とするとともに、年金給付は将来的に100%課税（現在は給付額の72%のみを課税）する予定。EET型の課税方式に移行するのは、現役世代への配慮と高齢世代への相応の負担を求めていくという考え方による。【再掲】
- ドイツにおける老後所得保障に係る制度としては、公的年金、企業年金、個人年金が存在。伝統的に公的年金の給付水準が高かったが、2000年代以降、少子高齢化による財源不足問題等により、給付水準引下げや支給開始年齢の引上げ等の年金制度改革を実施。
- これを受けて、公的年金の給付抑制が進められる中で、それを補完して老後に備える自助努力を支援するため、2002年に助成金又は税制優遇（拠出時非課税）が受けられる個人年金（リースター年金）を導入。2005年にはリユールップ年金を導入。
- リースター年金は、公的年金に加入している被用者向けの任意の制度であり、老後の生活に備える自助努力を支援するという観点から、低所得者層には助成金（年154ユーロの基本助成金と児童の数や年齢に応じた助成金が存在）があり、それ以外の層には最大2,100ユーロの所得控除（EET方式、公的年金の給付減額分を掛金ベースに換算した額）が適用される。
- 月収4,500ユーロの者のリースター年金の加入率は35.4%である一方、月収1,500ユーロの者の加入率は41.6%であり、低所得者層の加入率が高い。これは、自分の払い込んだ保険料の額よりも多くの助成金がもらえることが要因である。
- 他方で、低所得者向けとして助成金を用意しており、理論上は低所得者に配慮した形になっているものの、そもそも所得が低い者は積立を行う余裕がない。低所得者は、たとえ基本助成金があったとしても、リースター年金の保険料を払うことが難しいため、課題となっている。また、加入件数は1,600万件前後で伸び悩んでいる。
- リユールップ年金は、公的年金が存在しない自営業者のための任意加入の年金として導入されており、公的年金の場合と同じ上限額（22,766ユーロ）の所得控除が認められている。労働契約がない請負業者などは、公的年金に加入できないが、そのような人のためにリユールップ年金が存在する。

2. 金融所得について

【オランダ】

<ボックス課税の概要>

- ・ 勤労所得と資産所得を分離して課税するボックス・システムを導入。
 - ボックス1：勤労及び事業、居住用住宅からの所得（33.65%～52%の超過累進税率）
 - ボックス2：大口持分株式からの資本所得（25%の比例税率）
 - ボックス3：一定の保有資産からのみなし収益（30%の比例税率）

- オランダは元々一般の人と会社オーナー用の2種類の所得税があったが、これに北欧の二元的所得税の考え方が合わさり、現在の3つのボックスとなった。2001年当時、富裕税が残存していたことにより、租税回避や資本所得の国外流出の防止が課題となっていたことから、富裕税に代わるものとしてボックス3を導入した。

- ボックス3については評価が分かれており、キャピタル・ゲイン等の実際の収益に課税すべきであるという批判がある一方、ボックス3はみなし課税であるので執行が容易であることや、みなし収益率が一定であるため、景気に左右されず歳入を安定的に確保できること等が評価されている。
- ボックス・システムにおいて、同族会社のアクティブオーナーに係る所得を勤労所得（給与）と資本所得（配当）に適正に振り分けることはなかなか難しい。基本的にはボックス1（勤労及び事業、居住用住宅からの所得）に配分されるべき給与について、税率の低いボックス2（大口持分株式からの資本所得）に配分されるべき配当の形にして租税裁定することが可能。租税裁定を防ぎ、勤労所得に適正な所得を確保するために、みなし賃金（原則44,000ユーロ）はボックス1に必ず配分するという一定の制限は存在するものの、所得をボックス2に移動させて（配当に振り分けて）租税回避を行うインセンティブが存在している。【再掲】
- 住宅ローンによる利子控除の問題も依然として存在。高い価値のある不動産を買って、税率の低いボックス3で資産に対する課税をされつつ、税率の高いボックス1で利子控除を受けるといった租税裁定が行われている。これらは過大な住宅投資による住宅価格の高騰の一因にもなっている。
- 現在議論となっているのが、ボックス3のみなし収益率4%（実効税率は、みなし収益率4%に税率30%をかけた1.2%）が、現在の利回り（約0.5%）と比較すると高すぎるため、これを引き下げるべきではないかということ。その一方で、ピケティ教授が主張しているように、資本所得には累進税率を設けて課税を強化すべきという議論もあるが、それに対してはキャピタルフライトが起こるのではないかという懸念が抱かれている。

【ドイツ】

<金融所得に係る源泉分離課税の導入について>

- ・ 2009年1月メルケル政権は、全ての金融所得（利子、配当、株式キャピタル・ゲイン）に対する一律25%の源泉分離課税を導入。

- 2009年の改革の趣旨は、金融商品の形を変えることによる課税逃れ（譲渡益か利子か区別のつきにくいゼロクーポン債等）への対応であった。株式譲渡益課税については、ドイツの所得税法では、伝統的に収益に課税するが譲渡益には課税しないという原則（制限的所得概念）があったが、2009年の改革では完全にこの原則を放棄することになった。
- 25%という税率については、以前、利子等は総合課税であったので、富裕層には減税となり低所得者層には増税ではないかという批判がある。このため、格差是正等の観点から、金融所得に対する税率を引き上げるべきという議論もあり、2017年の選挙に向けて争点となる可能性もある。

（4）国際課税（BEPS）

BEPSプロジェクトについては、最終報告書が取りまとめられ、今後は、各国が同報告書で示された勧告の趣旨を踏まえ、国内法制手続きを進めていくことが重要となる。日本でも、各行動のプラ

イオリティ、税制改正の要否等を検討する予定であるところ、調査国の検討状況を聴取した。調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

1. 全般

【オランダ、ドイツ、スウェーデン】

- OECD/G20 による BEPS プロジェクトについては、多国籍企業グループによる BEPS に対して参加国が協調して対応するものであり、取組を評価。今後は、BEPS プロジェクトにおける勧告の各国国内法制での適切な実施、BEPS プロジェクト実施に係る包摂的枠組への参加を発展途上国等に促していくことが課題。

- OECD/G20 での BEPS の議論を受けて、欧州委員会は 1 月 28 日に、租税回避防止パッケージを公表した。オランダ、ドイツ、スウェーデンともに、BEPS への対応は欧州委員会の対応を踏まえたものとなる。なお、パッケージの内容は 4 つの柱で構成されており、
 - ① 域内国における租税回避防止措置、
 - ② 租税条約の濫用防止措置、
 - ③ 多国籍企業・域内課税当局間の情報交換、
 - ④ 域外国に対する働き掛け、となっている。今後、これらそれぞれにつき、欧州議会及び理事会の承認・採択等、各形式に応じた所要の手続きを経ることとなる。EU 加盟国が同意した場合、EC 指令については各国が国内法で実行する義務が生じる。他方で、EU のパッケージは OECD で議論するものと完全に一致しているわけではなく、EU 加盟国それぞれの事情があるため、合意までの道のりは長い。また、現在議論中の内容であるため、今後、状況に変更がありうることに留意が必要。

【スウェーデン】

- BEPS プロジェクトが議論される前からスウェーデンは BEPS に対応してきたので、概ね国内法の対応はできていると考えている。現在 EU で議論されている内容に基本的に従うが、国外のスウェーデン企業に対しては厳しすぎる内容（特に、恒久的施設（PE）と移転価格税制（TP）に係る規定）になっていると考えており、現在の BEPS の議論はもっとバランスのとれたものにするべきだと考える。

- スウェーデンの環境税は高い水準にあるのでこれ以上あげることはできないと思うが、国際競争が起こりやすい税制であるので、国際的にも議論すべき。

2. 行動 3（効果的な外国子会社合算税制（CFC 税制）のデザイン）

【オランダ】

- オランダには CFC 税制はないが、外国企業の投資に係る規制があり CFC 税制に似たシステムが導入されている。オランダとして CFC に対して特別な対応が必要であるとは考えておらず、TP などで利益の移転に対して対応していけば十分であると考えている。

【ドイツ】

- 国内法は整備済みであり、OECD の BEPS 最終報告書よりも厳格である。例えば、パッシブインカム（passive income）については、子会社が所属する軽課税国の法人税率が 25%未満の場合適用（トリガー税率）される。欧州委員会での検討案は、CFC 税制を適用する場合は、軽課税国の税率が加盟国よりも 40%以上低い場合に課すというものである。ドイツの法人税の実効税率は約 30%であるので、現在のドイツの基準税率 25%は、欧州委員会案の基準税率 18%（30%

× (100%-40%)) と比較してより厳しい基準を採用していると言える。

3. 行動4 (利子損金算入等による税源浸食の制限)

【オランダ】

- 現在議論されている EU の租税回避防止パッケージに従っていく。借入で過度に財源調達をしよ
うとするバイアスを削減していくことが重要。

【ドイツ】

- ドイツの利子損金算入制限制度については、OECD のものとほぼ同じであり、大きくドイツの国
内法を変更する必要はない。ドイツでは、EBITDA の 30%以上利子が控除されている場合（純利
子額が 300 万ユーロ以下の場合には適用除外）は、超過分について利子控除を認めない制度とな
っている。企業の収入状況と税負担を見ながら対応しているが、現在は欧州中央銀行の政策金
利が低率で推移していることから、利子率は低いレベルであり、適用されうような状況はあ
まり生じていない。2008 年に、利子控除制限を強化（過少資本税制を廃止して、過大支払利子
税制を導入）し、客観的なルールを整備し、法人税率引下げとセットで実施したことから、経
済界からの反発も最小限となったのではないか。

4. 行動5 (有害税制への対抗)

【オランダ】

- イノベーションボックスについては、現在はオンライン上でコンサルテーションを進めており、
詳細は議論中である。

【ドイツ】

- パテントボックスについてドイツは大きな関心を持っているが、これはドイツの税制の問題で
はなく、パテントボックスを導入している国に BEPS プロジェクトの最終報告書の内容を遵守さ
せるといったことが重要。

5. 行動8-10 (移転価格 (TP) ガイドライン)

【オランダ】

- オランダでは詳細な規則を制定しており、現在のオランダの国内法で十分対応できていると考
えており、EU の基準に沿って検討を行うこととなる。TP の分野は、むしろ、諸外国にいか
に実施してもらうかが重要。

【ドイツ】

- 独立企業原則 (ALP) に基づいた国内法の更なる整備を検討中である。例えば、将来的には、特
定の契約を見直すような措置もとれるようにすることを考えている。

【スウェーデン】

- EU における TP の議論は、税務当局による関連者間の取引そのものの否認 (non-recognition)
や信頼できる予測が無いような評価困難な無形固定資産 (Hard-to-value intangibles) に係る
ルールを含め、EU においても BEPS プロジェクトに沿った議論がなされることを望んでいる。

6. 行動13 (移転価格文書化)

【オランダ】

- 他国よりも進んだ対応となっている。

【ドイツ】

- 国別報告書（CbC レポート）については、外国企業グループの親会社が報告しない場合、その他の国の拠点地の子会社に報告義務を課すことも検討している。EUにおいて、OECD の提案より発展的なものを検討している。ドイツ国内では、CbC レポートに係る改正案を検討中であるが、企業からの反発もあり苦労している。

【スウェーデン】

- 現在、国内法制化の手続きが進められている。

3. 聴取内容等

以下は、今回の海外調査の訪問先において聴取した内容を出張者の責任において取りまとめたものである。参考までに【】書きで訪問先を記している。

※ドイツ社会経済研究所（ケルン）、ケルン大学租税法研究所、ライデン大学に係るヒアリングは事務方のみのはアリングである。

オランダ【ライデン大学、財務省、経済省】

（1）諸外国における経済社会の構造変化を踏まえた税制の課題【財務省、経済省等】

（総論）

【ライデン大学】

- 税と社会保険料は統合されているが、これを年金システムの側から見ると、統合した社会保険料は一階部分の国民年金を賄うもの。保険料負担は所得に応じて課されるにも関わらず、給付は支払った保険料ではなく加入年数によって決まる（例えば、50年のうち海外で3年過ごすとして3/50だけ減額される。）。社会保険方式の年金といっても、国民全員の最低限の老後所得を保障するためのものであり、税方式の最低保障年金に近い。日本とは年金システムや考え方が違うのではないか。オランダには、その他、企業年金（職域横断型の労働組合による保険）や私的個人年金が存在する。
- オランダにも移民や難民の問題はある。移民の受け入れに伴いコストは発生するが、それはEU諸国で分担すべき当然の費用であると考えられる。むしろ、オランダの問題は、アメリカ等と違って、受け入れ後にその移民を放置してしまうため、オランダ人社会とは分離して移民街を作って居住するといった点にある。

【財務省】

- 税と社会保険料の統合については、失業保険や介護保険等との統合も議論されてはいるが、それぞれの保険制度の管轄は様々な機関に分散しており、議論が始まってから15～20年の長い期間がかかっている。それぞれの保険で所得の定義も違っており、例えば会社から支給される車（FRINGE BENEFIT）について、税制では課税の対象としているが、失業保険では所得に含めていなかった。現在、保険料はボックス1所得のみを保険料算定ベースにしており、ボックス2所得やボックス3所得は保険料算定ベースにしていない。

【経済省】

- 平均賃金と年金は完全にリンクしており、平均賃金で働いた額の70%（10年前は80%）が年金の額となるようにしている。
- 年金の給付水準は平均賃金の70%と引き下がり、年金の支給開始年齢も引き上げられるなど、社会保障の水準が下がってきているので、今後はイギリスのISAのような個人積立を支援するシステムも必要になるかもしれない。

（包括的税制改革）

【ライデン大学】

- 1990年の税制改革は、「オーツ委員会」において議論され、アメリカのレーガン税制改革、イギリスのサッチャー税制改革及びサプライサイド経済学に影響を受けており、最高税率72%を60%に引き下げ、ブラケットも9段階から3段階へ簡素化し、課税ベースを拡大した。1990年税制改革前のオランダは、いわゆる「オランダ病」により、企業収益の低下、高い失業率、社会保障負担の増

大、財政赤字の拡大に苦しんでいた。税制面に関しても、所得税負担が非常に重い（最高税率：72%）一方、各種控除により課税ベースの脱漏という問題が生じていた。他方で、2001年の税制改革は、北欧の二元的所得税改革の影響を受けている。

- 1990年の税制改革の大きな特徴は、社会保険料（国民老齢年金、遺族年金、特別医療費保険（AWBZ））と所得税を統合したこと。課税（及び社会保険料の賦課）対象は全国民であり、社会保障税と言うこともできる。失業者や専業主婦など所得がない者も課税される（実際には、控除により課税は発生しない）。
- 統合した理由の一つは課税ベースの拡大。それまでは、相当額の世界保険料控除があったが、税と社会保険料の所得概念を揃えるため、これを廃止した。そのことにより、平均して10%課税ベースが拡大したので、これを財源として税率を引き下げた。また、所得控除も大幅に縮減を行った。従前から、国民は元々社会保険料も税のようなものであると思っており、統合に大きな反対は無かった。統合後は両者の区別が一層難しくなったので、国民は、社会保険料も含めて、税だと思えるようになった。
- なお、65歳以上は社会保険料を払う必要がないので、社会保険料のブラケットは65歳以上と65歳未満で分かれている。完全な税方式に移行しなかったのは、税と社会保険料を統合してしまうと、このような社会保険料上の区分ができなかったことなど、行政管理上の問題があったことも理由の一つ。
- 社会保険料控除等を廃止して課税ベースを広くしたことにより、実質的な手取りが減った従業員については、約7年間その分の所得の一部を（企業が）保障するという制度が政治的な理由で採られていた。

【財務省】

- 1990年と2001年の税制改革の話をする前に、世帯への課税を考えるには1980年代まで遡る必要がある。1980年代においては、所得控除の額が夫か妻か、結婚しているか結婚していないかで変化していた。例えば男性には女性よりも大きな額の控除が認められていたし、結婚しても所得は分割されず、単純に加算されるため、結婚している世帯に不利に働いていた。また、35歳以下の配偶者控除よりも、35歳以上の配偶者控除の方が控除額が大きく、児童の数によっても児童控除が認められていた。しかし、1980年以降パートタイム労働者が増加し、女性の就労率も上がり、結婚しないが同居するという家族形態も増えていた。上記のような課税の不平等は政治レベルだけでなく、社会一般のレベルでも受け入れ難い問題になっていた。そこで、使用していない基礎控除を、配偶者に移転できる控除（例：妻の基礎控除を夫に移転）を導入した。
- 1990年には、税制、国民全員向けの社会保険、雇用者向けの社会保険と3つの制度が存在したことから、それらを統合したうえで、最高税率を72%から60%に引き下げ、ブラケットの数を縮小した。また、それまで適用上限額がなかった社会保険料に対して、適用上限額を設け、一定以上の所得がある者の保険料負担は頭打ちとなった。
- 2001年に所得控除から税額控除に変更が可能であったのは、当時の政治的な環境に大きな要因がある。オランダでは10以上の少数政党が乱立しており、連立して政権を運営している。歴史的に左派と右派で揺れ動いており、1990年の税制改革によって高齢者の税負担が増えたため、右派の政党が選挙で敗北しており、左派と右派の両方が税制改革を望んでいた。右派は資産税の改革（富裕税が残存していたことにより、租税回避や資本所得の国外流出が課題となっていた）を望んでおり、左派は所得再分配の観点（所得控除は所得が大きい者ほど控除額が大きい、税額控除は高所得者も低所得者も同額の控除が受けられるため、税額控除の方が所得再分配の効果が高い）により、所得控除から税額控除への変更を望んでいた。その政治的な交渉の結果としてボックス課税制度が導入され、旧富裕税をボックス3にするとともに、所得控除を税額控除に変更した。2001年は好景気であり、ボックス課税が税収に与える影響は減税であることから経済政策としては間違っているが、

政治的な決定は行いやすい時期であった。

- 1990年に税と社会保険料のブラケットを統合し、その後に税と社会保険料の徴収も統合した。しかし、統合前においても、税も社会保険料も国税庁が徴収していたものであり、社会保険庁が社会保険料を徴収しているというのは名目上の話だけであったことから、税と社会保険料の徴収の一体化といっても実質は何も変わっていない。

【経済省】

- 1990年の税制改革は租税回避対策が目的であり、最高税率が高く課税ベースが狭かったので、その問題に対応する改革であった。2001年の税制改革の主な目的は簡素化であった。この税制改革における、所得控除の税額控除化等の措置により、働く人に焦点を当て、所得再分配を高めることを狙ったものであった。
- 2001年の税制改革には、経済省としては反対であった。ボックス1の最高税率を60%から52%に引き下げ、付加価値税率を引き上げるところまでは合意できるが、そもそもボックス3において資産課税をしていることがよくない。その上、キャピタル・ゲインに課税しておらず、資産が多額にあり、リスクプレミアムをたくさん得ている者と、銀行預金の利子しかもらっていない者が同じ税率（実効税率は、みなし収益率4%に税率30%をかけた1.2%）であるというはよくない。実際の収益に課税すべきである。オランダ全体としてもボックス3については意見が分かれており、現在のようにみなし収益率で課税すればいいという人（右派）もいれば、実際の収益に課税すべきという人（左派）も存在するが、このボックス税制が根本から改正されるまでの議論にはなっていない。ちなみに、ボックス3からの税収は、大きな額ではない。

（現在の課題）

【財務省】

- 資産を多く持つ高齢者と比較して若年層の貧困は問題になっているが、私的年金への保険料に対する控除制度が存在することや、年金の支給開始年齢を上げて保険料を下げる（2012年改革において、支給開始年齢を65歳から67歳に引上げ）くらいしかやっていることもないし、今後もやれることはないのではないか。
- 過去には政府が仕事を作り出すという政策の方向性もあったが、政府を縮小するという流れから、現在はハンディキャップを持った人々に対して賃金の補助を与えるという方向にシフトしている。若者に対しても何らかの診断書があれば賃金に対する補助金を与える制度が存在しているが、こちらも縮小させる流れである。
- 税や社会保障の水準は、伝統的にまず労使の交渉があり、その結果を政府は取り入れる。税額控除に関して言えば、もはや多くの従業員は税金を払っていないので、これ以上の拡充は意味がない。低所得者を支援しようとしても、税制としての支援の手段がないことが現在の我々の課題。
- 他方、手当もかなり手厚い。例えば、住宅手当は50%以上の世帯がもらっており、これを減らすことができれば、税率をもっと低くできると考えている。子育ては税でも手当でも常に優遇措置がとられているが、毎年約15,000ユーロの補助金が子育て世帯に与えられているという分析もあり、かなりの額になっている。そもそも子育て世帯に毎年補助金がどの程度必要かということは、祖父母がいるか、家政婦を利用しているかなど各個人の状況や選択にも依存する。この10年間、オランダの政治は子育て支援の補助金を増加させてきたので、補助金の削減に方針転換をした場合、そのような世帯の理解を得ることは難しいだろう。

【経済省】

- 65歳以上と65歳未満でブラケットが違っているが、65歳以上の人はもっとたくさんの税金を払ってもいいという意見もある。若者の貧困に対して、税額控除で対応するというような議論は行われ

ておらず、対応策を行うとすれば補助金（or 給付）であろう。

- 最近問題になっていることは2つある。1つ目は、23歳以下の若者の最低賃金（オランダは最低賃金が年齢によって変わる）が減額されたことである。2つ目は、自分自身のネットワークを活用したり、労働組合から締め出されたりするなど様々な理由から自営業者も増えてきているが、そうすると（失業）保険料を払わない人が増えるため、保険システムが不安定になることである。なお、自営業者には雇用者との平等の観点から特別な控除が与えられている。なお、日本では賃上げの議論は政治的にも大きな議論になっているようだが、オランダでは大きな議論にはなっていない。
- 低所得の若者に対して税制で対応できることは限られている。現在の政権では、児童手当を支給しているが、保育所を設立する方が労働供給を上げるためには効果がある政策になると考えている。現在児童手当を支給しているのは、キリスト教系の右派政党が主張したからであり、政治的な決断の結果である。児童手当は給付付き税額控除（refundable tax credit）で行うべきという意見もあるが、手当も給付付き税額控除も効果は同じである。

（その他）

【ライデン大学】

- 2012年にオランダの付加価値税率を19%から21%に引き上げた際は、経済的に永続的な影響はなく、その後の経済は回復している。また、日本の付加価値税率は低すぎる。ヨーロッパに10%以下の付加価値税率の国などなく、少なくとも20%ぐらいまで引き上げるべき。その一方で、所得税を減税し労働意欲を高める政策を行うことを推奨する。
- オランダは、標準税率は21%であるが、6%の軽減税率の範囲が広いので、かなりの税収が抜け落ちている。また、対象の広い軽減税率は逆進性の緩和にもつながらない。
- 法人税、環境税は他国の税率の影響を大きく受ける税である。他国が引下げを行うとオランダも引き下げなくてはいけなくなる。法人税は25%以下にしないほうがいいという主張があり、その主張に同意する。オランダの法人税も25%である。
- 相続税は、多額の控除が認められており、格差の抑制につながっていない。

【経済省】

- 付加価値税率の引上げは、EUの財政規律を守るという大義名分があったことから、特に国民から大きな反対はなかった。また、最低賃金の引上げも行われており、購買力も上がっていたことも付加価値税率の引上げに反対が少なかった一つの要因かもしれない。付加価値税率の引上げの際の消費者物価に対する影響は、日本のように付加価値税率の引上げ日にいっせいに上がるというものではなく、数ヶ月かけてゆっくり上がった。労働集約的な産業を保護するために、外食等に軽減税率を導入し、需要が落ちないようにしているという側面もある。ただし、オランダでは、軽減税率の対象となる外食（標準税率21%に対して、軽減税率6%）には、富裕層向けの贅沢な食事も含まれており、逆進性の緩和に効果があるのかは不明。また、標準税率を引き上げた2012年に軽減税率（6%）を引き上げるといふ議論にはならなかった。なお、日本とは違い、付加価値税を特に社会保障に関してひもづけしているわけではない。

（2）所得税改革（諸控除の見直し）【ライデン大学、財務省、経済省】

【ライデン大学】

- 2001年税制改革において所得控除を税額控除化。この改革をGINI係数でみると、2001年以降、税制による再分配効果が明らかに高まっていること（1990年における税制による再分配効果は、全体の再分配効果のうち8%であったものが、2001年に17%に上昇）がわかる。
- 基礎税額控除は年に約2,200ユーロあり、夫婦で適用した場合、月に350ユーロの税額控除を受け

ることができるため、大きすぎると考えている。税額控除は、一般的な税負担の軽減のほかに、雇用税額控除、単身世帯控除、高齢者控除など政策減税の側面も持ち合わせている。税額控除に代わったことで、所得税が簡素化されるわけではなく、結局、制度を複雑にする新たな多くの仕組みが導入されることにつながる。

- 2016年から所得の再分配も考慮して、税額控除額の逡減・消失化を行ったが、この見直しはあまり評価していない。理由は2つあり、1つ目は、税額控除額の逡減・消失化が始まる額が富裕層の所得の額ではなく、中間所得層の所得の額であるため、実質的な税負担が増えることによりそれらの層の労働意欲を減退させるからである。（理論上は様々な弾力性を調べ、労働供給が最適になるように消失控除を設計している。）2つ目は、税額控除の消失化は、税負担額が国民にとってわかりにくいからである。
- また、児童税額控除については、低所得者は税額が小さいために恩恵を受けられないことがあるという国会での指摘と、連立政権中の保守派による児童手当を増額すべきとの主張を受け、2008年に所得制限付きの児童手当に改組された。
- 今後の税制改革の方向性について、政府としての議論は進んでいないが、社会保障経済委員会のメンバーは、複数の税額控除をすぐに整理縮小すべきと主張している。控除というものは様々な団体の圧力によって膨張しがちであるので、本来、10年ごとに原則に戻る見直しをすべきであり、もうそのタイミングであるができておらず、政治的な問題が大きい。
- 利子の所得控除はこれまで20年来議論されてきたが、未だに大きな問題。これは非常に大きな額の控除なので、本来、高所得者は控除を消失させるべき。実質上、高所得者の税負担割合を6~7%は引き下げている。昨年、30年間かけて少し縮小させていくこととしたが、大きな議論があった。

【財務省】

- 購買力が下がった所得層を考慮して、構造的にブラケットの額と税額控除の額を決定している。基礎控除等の所得に応じた逡減は6,7年前に始めているが、その逡減のカーブは年々スティープになっており、2016年より消失化させることとした。
- オランダの税額控除は社会保険料からも控除できるものの、控除しきれなかった部分の給付はない。給付付き税額控除（refundable tax credit）やベーシック・インカムについては、オランダの一部の小さい左派政党が導入を主張しているが真剣には検討していない。
- 給付の一つとして、住宅家賃に対する手当（平均400ユーロ程度）が存在し、これを給付付き税額控除とする考えもあるが、税の徴収と給付は全く異なる事務であり、財務省として給付は行いたくない。この住宅家賃手当に関しても、多くの過誤給付が発生しており、例えばEU内の途上国の移民が手当を申請し、口座に手当が振り込まれた時点で自国に帰っていくという問題などがあり、手当の制度の混乱によって、大臣の辞任問題にも発展している。

【経済省】

- 基礎税額控除の額は逡減も含めて、労働供給を考えて設計しており、控除の逡減・消失化によって起こる労働供給の減退は限定的である。最低賃金で働いた者は、通常住宅や児童などの手当があるので、課税最低限を超えてしまうだろう。税額控除と手当については、考え方は整理されておらず、効果や考え方が重複しているものもある。
- 基礎税額控除の額は、最低賃金などと明確なリンクが有るわけではないが、最低生活を担保するという基本的な考え方が背景に存在する。税額控除が多すぎて、わかりにくくなっているのを整理しなおしたほうがいいかもしれない。また、基礎控除等の消失化は反対。国民にとって税負担額がわかりやすいという観点も重要。所得控除の税額控除化は完全に政治の決断であったので導入理由の詳細は把握していないが、ゼロ税率ブラケットか税額控除のどちらを選ぶのかについては、国民へのわかりやすさを重視し、税額控除化を選択したのではないか。

- 現在、チャイルドケアに関する控除、寄附金控除、ヘルスケアに係る医療費控除等、様々な所得控除が存在するので、これらを税額控除に変えるべきという議論はあるものの、基礎控除の消失化も2016年に行うなどの改革も行っており、特に現在の税制に大きな問題があると感じてはいない。
- 給付付き税額控除（refundable tax credit）やベーシック・インカムを仮に実施しようとする莫大なコストがかかるので反対である。ミーンズテストを実施しないと、所得はないが資産をたくさん持つ者等に給付されてしまうことから、現在のオランダの生活保護（ミーンズテストあり）で十分である。給付付き税額控除は、低所得者に給付を与えることになるが労働供給が減少することが予想される。

（3）所得税改革（私的年金や金融所得に係る税制のあり方）【ライデン大学、財務省、経済省】

（ボックス課税の概要）

【ライデン大学】

- オランダは元々一般の人と会社オーナー用の2つのボックス課税があった、これに北欧の二元的所得税の考え方が合わさり、現在の3つのボックスとなった。
- 当時、最も問題となったのが、キャピタル・ゲインへの課税。実現主義なのでロスを意図的に作り出したり、課税を繰り延べたりという問題があり、課税している国は様々な例外を設けているのではないかと。他方、政府はグロスの資産は把握しており、それに課税することは簡単であるのでボックス3のみなし課税を導入した。もちろん非上場株式の評価の難しさなどはあるが、その点についても2001年以降、税務当局は改善を図っている。
- 現在議論になっているのが、みなし収益率の4%が現在の利回りと比較すると高いのでそれを引き下げるべきではないかということ。一方、ピケティ教授の主張などにもあるが、高所得者には累進税率を設けて、富裕層への課税を強化することも同様に検討している。
- しかし、検討している案では、10万ユーロ以上の資産を持つ者については、5.5%のみなし収益率に税率が課されることになるが、実際の利回りを計算すると、100%以上の課税がなされることとなり、経済的には成り立たない。資産への累進課税は、理論上は公平性を増すものだが、経済的な影響も考えると実現は難しい。
- 他方、ボックス・システム自体の課題として、住宅ローンによる利子の控除は依然として存在。高い価値のある不動産を買って、税率の低いボックス3で資産に対する課税をされつつ、税率の高いボックス1で利子控除を受けるといった租税裁定が行われている。
- また、あまり議論されていないが、自営業者は自分たちで老後の備えをしなければならないが、現在は貯蓄にもボックス3で毎年課税されることになるので、この部分については特別の控除が必要である。

【財務省】

- 現在、大きな税制改正は検討されていない。控除なども複雑になってきているが、情報は電子化されてきており、住宅ローンや銀行情報も収集していることから、1人あたりの申告は30分程度あれば十分終わるのではないかと考えている。
- ボックス3は、利率が低い（約0.5%）にも関わらず、みなし収益率を4%としているのは不評かもしれない。しかし、基礎控除が夫婦合わせれば50,000ユーロ程度あり大半の世帯には問題ないのかもしれない。より実質的な所得に課税するためには資産ごとに利率、配当、キャピタル・ゲインを把握しなくては行けないが、オランダのボックス3はみなしであるので執行面では比較的楽であるし、外国へのキャピタルフライトも情報交換が進んで把握しやすくなっている。4%で固定し

ているので税収も景気に左右されず安定しているという意見もある。

- 事業所得について、基本的にはボックス1で課税する。大口持分からの利子や配当はボックス2で課税される。租税回避のために、法人成りをしたとしても、みなし賃金をボックス1に移転しなければならない（原則として44,000ユーロ。）。とはいえ、ある程度の大きな事業であれば法人税にした方が税の面では有利であり、ボックス3で課税されないように企業に資産をプールすることもできるため、現在でもこの問題は議論されている。
- 他方、法人成りにより、自営業者の数が減っているかといえば、そうではなく、近年の働き方の変化により、従業員のいないフリーランスの自営業者などが増えている。

【経済省】

- 格差縮減という観点はあるが、諸外国と比較して相対的に低い相続税の見直しという議論にはなっていない。またボックス3に係る税を払っている者は全国民の20%程度であり、格差縮減に係る効果は限定的かもしれない。なお、ボックス1～3を含めて税金を払っていない人がどれくらいいるかという統計は把握していない。
- 住宅の家賃をボックス1に入れているので、ボックス1でその費用となる利子控除も認めるという考え方が存在するが、住宅利子控除の問題は、過大な住宅ローンの借上げによる利子控除によって、ボックス1の高いブラケットにおける所得に係る所得税を節税するという歪んだインセンティブを生み出すことである。さらに、過大な住宅投資による住宅価格の高騰も問題になる。
- ボックス3に対するみなし課税は4%となっており、これは実際の収益率に比して高すぎるため、会社を設立して資産をボックス3から会社に移すという租税裁定が行われている。みなし収益率についても政治的な議論となっており、2.9%、4.7%、5.5%の資産額に応じた3段階にするかどうかにつき現在議論になっている。その背景として、統計的には、資産が多い者の方が、収益率が高くなっていることが挙げられる。また、みなし収益率の4%が現在の利回りと比較すると高いのでそれを引き下げるべきではないかということが議論になっている一方、ピケティ教授が主張しているように、高所得者には累進税率を設けて、富裕層への課税を強化することも同様に検討しているが、その場合はキャピタルフライトが起こるのではという懸念も存在する。さらに住宅価格が不当に低く評価されており、評価額を引き上げるべきという議論もあるが、政治的な問題もあり難しいだろう。また、そもそもみなし課税をやめるべきではないかという議論については、歴史的な経緯として、キャピタル・ゲインに課税してこなかったことから、これを実質的な収入に応じた課税にすることもまた難しい。
- 持ち家のキャピタル・ゲインや支払い利子はボックス1に入るなど一部の資産性の収益がボックス1に入り込んでいる。
- 同族会社のアクティブオーナーに係る所得について、ボックス1（給与）からボックス2（大口持分株式からの配当）に移すことで、一定の制限があるものの租税裁定が可能。他方で、ボックス1からボックス3に所得を移すことはできない。
- 家族企業の持ち分からの配当はボックス2で課税されるが、自分のコントロール下にある会社では配当（25%）でも給料（最高52%の累進課税）でも、有利な方で課税を選ぶことができるという問題は存在する。（最低）44,000ユーロを従業員一人あたりみなしで法人の益金から控除し、ボックス1に入れるという制度が存在するが、どんなに高い所得を稼得していても44,000ユーロで済むということである。法人成りするインセンティブは存在する。
- ノルウェーもオランダも賃金と資本所得の課税を分けており、ノルウェーはみなしの資本収益率を設定しているのに対して、オランダはみなしの賃金を設定することによって賃金課税と資本課税を分けている。

(4) 国際課税 (BEPS) 【財務省】

- オランダは現在 BEPS プロジェクトについてどのアクションについても積極的に議論を進めており、すべてが重要である。オランダは、特に透明性、自動情報交換（国同士のレポート交換）につき他国よりも進んでいると考えている。EU と EU 以外の国とを分けて考える必要があるが、EU の場合、BEPS に関する anti-avoidance 指令を整備しており、そこでの協調・調和及び EU 内での一貫性が重要であり、特に EU 内の途上国（相対的に低所得である国）からも合意を得られる内容でなくてはならない。途上国は多くの免税措置（tax holiday）や租税条約を抱えているからである。
- オランダは、現在の EU 理事会の議長を務めており、EU について BEPS への対応を議論する際には、今後事務方レベルだけではなく、大臣レベルでの議論も行わなくてはならないが、合意はとても難しい。大臣レベルでの議論の際には、センシティブな部分は合意されず落とされる可能性も十分ありえる。Economic and Financial Affairs Council of the European Union (ECOFIN) における議論のスケジュールは、4月に非公式の会合を行い、5月下旬、6月17日と会議を重ねていくが、特に英国における EU 離脱に係る国民投票が6月23日に実施されるまではイギリスは何も決められないため、それまでは議論に進展はないだろうが、年内には議論をまとめたい。
- 移転価格 (TP) については、現在のオランダの国内法で十分対応できていて法改正は必要ないと考えており、今後あったとしても非常に限定的な改正になるだろう。TP の分野はむしろ、外国にいかにも実施させるかが重要。
- オランダには外国子会社合算税制 (CFC 税制) はないが、外国企業の投資に係る規制があり CFC 税制に似たシステムが導入されている。BEPS プロジェクトではリコメンデーションが出されており、EU はそれに従っていくが、オランダとして CFC に対して特別な対応が必要であるとは考えておらず、TP などで利益のシフトに対して対応していけば十分であると考えている。
- 利子制限についても、EU のルールに従っていくことが重要。借入で過度に財源調達をしようとするバイアスを削減していくことが重要。既に政治的なレベルでも議論を開始している。
- イノベーションボックスについては、現在の所得税（ボックス課税）と特に関連していない。現在はオンライン上でコンサルテーションを進めており、詳細は議論中である。

ドイツ【ドイツ社会経済研究所、ケルン大学租税法研究所、ドイツ経済研究所、

連邦財務省、連邦労働社会省】

(1) 諸外国における経済社会の構造変化を踏まえた税制の課題【ドイツ社会経済研究所、ケルン大学租税法研究所、ドイツ経済研究所、連邦財務省】

(総論)

【ドイツ社会経済研究所 (ケルン)】

○前提として、日本とドイツが抱えている問題は非常に似ていると考えている。

【ケルン大学租税法研究所】

○勤労税額控除については、ドイツ自由民主党 (FDP) が導入を主張しているが、ドイツ国内でまともに議論されていない。米国等で行われているような給付付き税額控除の導入を検討する場合は、税と社会保障給付の組み合わせ方を考えなくてはならないが、そのような見直しは考えていない。税とはあくまで所得を管理し課税するものであって、還付等を行うものではない。そもそも、ドイツには低所得者対策として、失業手当、最低賃金制度等が存在するので税での措置は必要なく、ドイツでは給付付き税額控除は検討されていない。

(包括的税制改革)

【ドイツ社会経済研究所 (ケルン)】

- ドイツはシュレーダー改革の前は、欧州の病人であった。失業率は 8~10%前後で推移、経済成長率 1%程度、公的債務残高対 GDP 比も悪化、という状況が続いていた。この要因としては、①1990 年の東西ドイツ再統一に伴う財政負担 (財政赤字)、②手厚い労働者保護などによる、重い社会保障負担、③EU の拡大・深化などグローバル化に伴う競争の加速等が指摘されていた。
- 1998 年に発足したシュレーダー政権は、こうした経済社会の状況の下、2000 年に「税制改革 2000」を決定。立地競争力の観点から、法人税等を引き下げるとともに、企業の長期保有株式譲渡益課税を非課税化することで、企業同士による水平的な株式持ち合いが減少し、産業再編が促進されることを図った。
- さらに 2003 年には、「アジェンダ 2010」を発表し、包括的な労働市場や社会保障の改革にも取り組んだ。これらの一連の改革の結果、短期的には財政収支の悪化や失業率の上昇等をもたらしたが、長期的には高い労働コストが改善され、失業率低下、社会保障負担率上昇の抑制、産業の新陳代謝をもたらしたと評価される。
- また「アジェンダ 2010」の下で労働改革 (ハルツ IV) を実施。仕事に就いてもらうことに重点を置く政策を行い、失業手当は最低限のものにして、手厚い保障を削減した。ただし、労働改革以降も長期失業者は相変わらずいるので、そのような人たちには社会保障が必要である。

(現在の課題)

【ドイツ社会経済研究所 (ケルン)】

- シュレーダー改革で取り残されたのは、長期失業者、年金生活者、(生活が不安定な) 有期雇用者である。有期雇用者や長期失業者について、スペインのように若者の問題というのではなく、マイスター資格を持っていない者や低学歴の者が問題である。
- 最低賃金制度は、低学歴や低資格である低所得者のために設立した制度。最低賃金 8.5 ユーロで週 40 時間働くと今のゼロ税率ブラケットの適用上限額以下におさまる。このような考え方から、低所得者の勤労促進を目的とした給付付き税額控除を導入していない。ゼロ税率ブラケットの適用上限額は、連邦憲法裁判所の違憲判決 (生活最小限の保障について所得税法と基本法 (憲法) の両立可

能性について争われた 1992 年の連邦憲法裁判所の判決に基づき、ゼロ税率ブラケットの適用限度額は 1996 年に約 2 倍となった経緯がある) を踏まえて、食費や住居費といった費用をベースに、物価上昇率を考慮しながら、最終的には政治で決めている。

- 低学歴や低所得の問題を抱える若者に対しては、社会保障や最低賃金で対処するのではなく教育や職業訓練によって対処すべきという考え方をとっている。最低賃金制度は、低所得の高齢者向けの政策である。現在、提案されている大きな税制改革はない。

【ケルン大学租税法研究所】

- 社会保険料が相対的に重くのしかかる低所得者に対しては、児童控除と児童手当の組み合わせ、リスター年金における助成金と所得控除の組み合わせという 2 つのシステムが存在。
- 格差の問題は、所得税ではうまく対処できているので、どちらかという資産税の問題であると考えている。現在 60 億ユーロの税収があるが、政府では、相続税の課税強化として、配偶者の基礎控除 (50 万ユーロ) や子息向けの控除 (40 万ユーロ) を引き下げることを検討している。

【ドイツ経済研究所】

- 社会的不平等や格差について、ドイツ経済は日本と比較するとよい状況にある。失業率も低いし、雇用も増えている。一方で、平等・不平等の問題の議論の高まりもある。中低所得層の所得増は見られないことから、所得分配の不平等感が高まってきている。2013 年の連邦選挙において、不平等の拡大に伴う高所得者というテーマが争点の 1 つになった。EU 内の減税競争 (tax competition) で過去 20 年にわたり税率が引き下げられたこともあり、高所得層に資産が集中している。ドイツ社会民主党 (SPD) を始めとした左派からの働きかけが強かった。現在の連立政権は、各党間の意見の相違をまとめきれておらず、税制は大きなテーマとなっていない状況。
- 税制でも社会保障においても正規・非正規での取扱いの差はなく、社会保険料は強制加入となり、労使折半である。2003~2005 年において社民党内でも議論があったシュレーダー政権下での改革は、特に労働市場改革が成功し、2005 年以降雇用は増大している。一方、所得分配は不平等になっており、雇用の安定に不安が広がった側面もあった。非正規社員については、社民党から規制を強化すべきという意見がある。
- 他の EU 諸国と比べるとドイツは富が集中している。持ち家が他国に比べ少ないのが 1 つの理由だと考えられる。また、中小企業において業績が好調であり、資産が集中しているということも背景の 1 つである一方、これらの中小企業はドイツ産業において重要な役割を担っており、高所得者課税を強化すると産業に影響を及ぼすことに注意が必要である。

【連邦財務省】

- ドイツの土地税制においては税率が低く、ここから改革を始めることも考えられる。
- ドイツは少子高齢化が進んでおり、その問題に対応するために、人口動態の変化に対応することを、租税基本法にも明記するような改正を進めている。また、将来的に税務署の数を減らすために、IT 化を推進している。ドイツの個人情報保護法の規制が IT 化への障害であるが、現在納税者に払ってもらっている保険料等の額を、将来的には保険者から直接データを送信するようにしたい。現在はボンに中央国税庁があり、税徴収はほとんど州政府が行っている。今後 IT 化を推進する上では、ボンに人的リソース等を集めなくては行けない。外国に住んでいる高齢者への IT による源泉徴収は、IT の活用がうまくいっている例の 1 つ。
- また、公務員年金と公的年金の課税の不公平に係る連邦憲法裁判所の違憲判決を契機として、2040 年に向けて年金課税を EET 型 (所得課税においても年金保険料を将来的に 100%控除可能 (現在は 82%控除可能) とするとともに、年金給付は将来的に 100%課税 (現在は給付額の 72%のみを課税) とする予定) にしているのも高齢化に対応した例 (現役世代への配慮と高齢世代への相応の負担を

求める)であるし、付加価値税率の引上げによる社会保障財源確保も同じく高齢化対策である。

(その他)

【ドイツ社会経済研究所(ケルン)】

- 2007年の付加価値税率の引上げは、社会保障の安定化のためと労働促進であった。付加価値税率を引き上げ、社会保険料を引き下げれば、労使折半の分の事業者の保険料も下がることから、労働コストが下がり雇用が促進されるという狙いがあったが、失業率は下がらなかった。付加価値税率の引上げの際、ドイツ社会民主党(SPD)は引上げなし、ドイツキリスト教民主同盟(CDU)は2%の引上げを主張していたが、結局16%から19%と3%上がった。1年前にアナウンスしたので、反動減や価格調整についての混乱も少なかった。また、EU内の他の国(フランス等)の税率も高いので、不満もそこまで大きくなかった。同じ3%でも、日本の5%→8%と比較して、割合で考えると16%→19%の引き上げのほうが小さいのも要因だったのかもしれない。さらにその後、社会保険料率が再び上昇したが、付加価値税率の当時の引上げについては今や誰も気にしていない。
- (ドイツの会社形態としては、法人格を持たない人的会社の割合が約7割と多いが、)人的会社の場合に営業税(地方法人税)相当分を必要経費とすることができることが、法人成りがあまり起こらない要因の一つである。
- 2013年の財政規律の法律によって、今後連邦は新たな国債を原則発行できず(借換えのみ)、例外的な場合でもGDP比で0.35%までしか発行できない。州についても、2020年から新たな国債を発行できなくなる。財政健全化はメルケル政権発足時からの公約であり、この考え方が法律化されたもの。他方、シュレーダー政権時代の改革にも当然、財政をバランスさせるという考え方はあった。

【連邦財務省】

- 軽減税率の導入経緯については、低所得者に対する負担軽減という意味合いがあった。2007年に付加価値税の標準税率を16%から19%に引き上げているが、その際に国民の間で大きな混乱や反対がなかったのは、食料品等の軽減税率を7%に据え置いていたことも一因であったようにも思う。
- 「ゼロ税率ブラケット」については、法人税法7条によって、法人税にも存在する。
- 法人税と営業税(地方法人税)については、法人税の中に営業税を組み込むという考え方もあったが、連邦制度であったためうまくいかなかった。また、営業税は過去には法人税で損金算入できたが、2008年の改革で法人税での損金算入をできないようにした。また過去の営業税には外形標準部分も多かったが、現在は賃貸料や支払利息の一部が入っているのみである。

(2) 所得税改革(諸控除の見直し)【ケルン大学租税法研究所、連邦財務省】

【ケルン大学租税法研究所】

- ゼロ税率ブラケット(プライベートラーク)の額は、憲法裁判所の判決を受け、生活保護と同じ程度の額となるようにしている。見直しは2年に1度、生活保障のレポートを参考にしつつ、完全に政治的な理由によって決定する。
- ゼロ税率ブラケットの前身は、1920年代に導入していたゼロゾーン。ゼロ税率ブラケットと名前は違うが、効果は同じ。なぜ、税額控除や所得控除ではなく、ゼロ税率を選んだかは不明であるし、導入趣旨も不明である。
- 誤解があると思うが、ドイツのゼロ税率ブラケットは、所得控除と効果が一緒である場合もあり、必ずしもカナダ等の税額控除とは効果が同じものではないと考えている。例えば、A国のブラケット(0~10,000ユーロ:0%、10,000~30,000ユーロ:10%、30,000~50,000ユーロ:20%、50,000ユーロ~:30%)とB国のブラケット(0~20,000ユーロ:10%、20,000~40,000ユーロ:20%、40,000ユーロ~:30%、所得控除10,000ユーロ)という、所得控除有無を除けば同

じ形のブラケットがあったとして、それぞれの国で 50,000 ユーロの所得があったと仮定すると、どちらの税額も 6,000 ユーロとなる。つまり、この例の場合の A 国のゼロ税率ブラケットはブラケットをスライドさせているだけであり、所得ゼロからゼロ税率ブラケットの適用限度額だけそれまでの最低税率ブラケットを削っているわけではないので、所得控除とゼロ税率ブラケットの効果は同じものになる。

- ドイツは政策的な控除が少ないが、給与所得概算控除（1,000 ユーロ）、年金控除（約 100 ユーロ）が存在する。特に、給与所得概算控除の 1,000 ユーロは大きすぎる額であると考えており、1,000 ユーロよりも控除が大きい場合は、実額控除も選択できるが、実額控除を使っている者はごくわずかである。ドイツでは、スーツ等は実額控除が使えないがそれは仕事用なのか普段着なのか判断がつかないためであり、実際にスーツの実額控除を認めようとする憲法裁判所で議論になるだろう。また、給与所得者と個人事業主の所得の捕捉の観点からの不公平もドイツでは存在しない。個人事業主が売上記録を操作できないようなレジの導入も進んでおり、反面調査も実施するので所得の捕捉はある程度できる。また、個人事業主はチップを申告しなくてはならないが、被用者に対するチップは申告の対象外であり、更に給与所得概算控除があることにより、むしろ被用者の方が有利に扱われているのではと思うくらいである。

【連邦財務省】

- ドイツの税制は、家族に優しい制度であると考えている。児童手当や児童所得控除、二分二乗制度等が税制に組み込まれているのはその一例であり、税制とは別に家族への支援も行っている。また、税制によって社会権を侵さないようにしており、担税力にも対応した設計にしている。
- 所得に応じて児童所得控除と児童手当の有利な方を選択できるという仕組みについて、富裕者層の方がより税制優遇を受けられるが、これは民法上の問題として、子供が親からどれだけ被扶養権を受け取れるかという考え方と整合的にしている結果である。また、所得控除と手当を組み合わせていることから、給付付き税額控除と同じような効果がある。
- ゼロ税率ブラケットは所得税法の 32a 条に規定されており、個人の最低基本生活を侵してはいけないという考え方から適用限度額を設定（その他にも社会保険料控除等様々な控除があり、課税最低限とは一致しない）しており、低所得者層も高所得者層も同額の恩恵があるものである。そのような効果を狙うとすれば、所得控除を税額控除・ゼロ税率ブラケット等に変更するという考え方は合理的である。
- 最近の議論として、中所得者層の累進カーブを緩めて、中間層の負担を減らすという議論がある。他方で、その財源をどうするかという問題はあり、財務大臣は反対している。また、（金融所得課税の）一律 25%課税は高所得者層優遇ということで、累進課税とすべきという議論も出ている。

（3）所得税改革（私的年金や金融所得に係る税制のあり方）【ドイツ社会経済研究所、ケルン大学租税法研究所、連邦財務省、連邦労働社会省】

（私的年金について）

【ドイツ社会経済研究所（ケルン）】

- 公的年金はドイツの今後の人口動態を踏まえて、持続可能性を検証する必要があった。その結果、公的年金の老後の生活保障の額を落とし、企業年金や個人年金で埋め合わせを行うという政策がとられた。昔から個人年金は存在したが、リースター年金はそれらに助成金や税制優遇をつけるという改革である。
- ただし、一番最近の年金改革では、公的年金の縮減を抑えるような改革（受給年齢を 63 歳とした）を行っている。また、1992 年まで母親だったものも遡及的に対象にしたり、児童の数の加算を入

れたりするような改革をドイツ社会民主党（SPD）やドイツキリスト教民主同盟（CDU）の一部は考えているようだ。

- リースター年金は、1,600万件の加入件数があるが、（助成金はつかないが、）1人複数件数加入できることを考えると、労働人口3,500万人に比してどんなに多く見積もっても1/3しか加入していないということになる。
- 高齢者がどのような所得によって生計を立てているのかは不明。それは、（税制優遇や助成金の対象にはなっていない）不動産や株の投資についても老後に向けた貯蓄だがそれらの積立額が不明であるし、またリースター年金の個々の保険料や積立額もそれぞれに保険会社がデータを持っており不明であるためである。また、その他、民間生命保険会社が提供する個人年金商品等もどの程度積立とされているのかデータがなく不明。
- リースター年金の対象者は、公的年金に加入している者で大多数は雇用者である。リールップ年金の対象者は、すべての者であるが、主な加入者は公的年金に加入できない自営業者や公的年金と別の年金に加入している医者や弁護士などの専門職の者。リースター年金に対する主な批判は、制度的なものというよりは、現状の欧州中央銀行による低金利政策による低利回りである。
- リースター年金の所得控除額（2,100ユーロ）は、公的年金の所得代替率の引下げ（70%⇒67%）を埋め合わせるという考え方に基づいている。また、低所得者向けとして助成金を用意しており、理論上は低所得者に配慮した形になっているものの、そもそも所得が低い者は積立を行う余裕がない。低所得者は、たとえ基本助成金（154ユーロ）があったとしても、（それが100ユーロ程度でも）保険料を払うことが難しい。現実的に積立が利用できるのは年収が20,000ユーロ以上の者ではないか。そのような理由から、当研究所としてはこの助成金は財政を圧迫するわりには低所得者に対して効果が薄いものであるため、廃止すべきであるという立場である。

【連邦財務省】

- 公的年金の補完のため2002年にリースター年金、2005年にリールップ年金を導入した。リースター年金は被用者向けであり、低所得者層には助成金（年154ユーロの基本助成金と児童の数や年齢に応じた助成金が存在）があり、高所得者層向けには、最大で2,100ユーロの所得控除が適用される。これは所得控除の上限額であり、これ以上払い込めないという積立上限額ではない。リースター年金の運用は保険会社等の金融機関が行っており、雇用者はリースター年金に入っている被用者から提供された申請書をボンにある財務省（老齢財産管理局：財務省の外局）に提出することにより、適用要件を審査し、助成金・所得控除の有利な方を財務省が適用する。また、どのような契約がリースター年金契約なのかということについても公示している。他方で、リールップ年金は公的年金の場合と同じ上限額（22,766ユーロ）の所得控除を認めたものであり、公的年金が存在しない自営業者のために設立された。積み立てた年金は相続や譲渡はできないなど、内容は公的年金に似ている。
- リースター年金は、持ち家の購入にも使用できるようにしている。また他人への譲渡や相続も可能であるが、その場合は助成金や税制優遇を受けた分の額は返却しなくてはいけない。また、30%までは一時金で受け取ることも可能であり、30%以上を一時金で受け取る場合は、助成金や税制優遇を受けた分の額は返却しなくてはいけない。リースター年金の所得控除額2,100ユーロは所得代替率を補う分であるが、最終的には政治で決まっている。また、リースター年金は低所得者層の方が高所得者層よりも加入率が高いことから、高所得者層を優遇しているという批判は当てはまらないのではないか。リースター年金を導入してから加入率が上がっているのは、金融機関（銀行、保険会社）の販売手数料（営業マージン）を上げて、販売員が売上を増やしたからである。
- 公的年金保険料に係る所得控除の上限の22,766ユーロという額は、労使の保険料を合わせた合計額となっている。

【連邦労働社会省】

- 老後の生活収入は、公的年金、企業年金、個人年金が存在し、一番重要な公的年金を補うために企業年金と個人年金が存在する。ドイツは少子高齢化が進行しており、賦課方式である公的年金の社会保険料は上がっていくという状況の中で、コール政権のブリューム厚労大臣は社会保険料の抑制策を実施した。次にシュレーダー政権が1998年に発足し、リースター厚労大臣はコール政権の方針を転換して、社会保険料の抑制だけではなく、追加的な個人年金の奨励策を行った。リースター年金の加入件数は、1,600万件前後で伸び悩んでいることから個人年金加入の奨励策は失敗であるという意見もあるが、現在の政権は個人年金を促進するという方針を継続しており、大きな制度変更はしていないし検討もしていない。過去には、リースター年金を強制加入にすべきという意見もあったが、国民（特にメディア）からの反対に遭って任意加入とした。任意加入であるので、リースター年金に入らないという選択肢も存在する。リースター年金の導入前は積立型の生命保険も存在したが、その魅力を高めるために税制優遇等を導入し、契約モデルの多様化を目指した。（生命保険からリースター年金に切り替えた人がどの程度いるかという統計は存在しない。）
- 公的年金の加入率は、59.5%である。企業年金は2,009万件の加入件数があるが、重複契約も存在し、実際に加入している人数は1,779万人である。リースター年金は、2001年の導入当初加入件数140万件から、2015年の1,638万件まで増加した。公的年金、企業年金、リースター年金のすべてに加入している者は、20.2%である。リースター年金は、月収4,500ユーロの者のリースター年金の加入率は35.4%である一方、月収1,500ユーロの者の加入率は41.6%であり、低所得者層の加入率が高い。
- 低所得者層の方がリースター年金の加入率が高いのは、自分の払い込んだ額よりも多くの助成金が得られる（多い場合は10倍程度）からである。最低拠出額は年間60ユーロ程度であり、低所得者層でも払えない額ではないので、積立の余裕がない低所得者層が使えない制度であるという批判は当たらないが、制度の仕組みが複雑すぎて老後に向けた自助努力を促進するという政府の意図が伝わっていないのかもしれない。
- アンケート調査によると、月収1,500ユーロの被用者の公的年金の非加入率は42.0%である。保険は強制加入にしてもよいが、その場合は、労使折半であるため雇用者側の負担率が増えてしまい雇用コストが上がってしまうという点にも留意が必要である。ITベンチャー企業などでは、労働契約がない請負の形になっているが実質的には従属的な働き方をしているような人も存在し、そのような人は公的年金に加入できない。そのような人のために、リユールップ年金が存在するが、こちらも任意保険であるため、保険に加入しない者は存在する。

（金融所得について）

【ドイツ社会経済研究所（ケルン）】

- 資本所得について25%の分離課税を行っているが、利子等の資本所得は、2008年改革以前は総合課税であったので、富裕層には減税となり低所得者層には増税ではないかとの評価があった。富裕層優遇ではないかという批判は現在も続いており、2017年の選挙の際には、金融所得に対する税率の引上げが争点になる可能性はある。もともと25%の分離課税を導入した理由は、資産をリヒテンシュタイン等に移すなどの課税逃れに対応するためなどであった。また、納税者番号があったとしても外国の資産等は把握できない。

【ケルン大学租税法研究所】

- 2009年の改革は、課税逃れを行っているケースに対抗して、課税ベースを広げる改革であり、譲渡益にも課税するものであり、制限的所得概念を採る従来のドイツ所得税法からは大きな転換で

あった。譲渡益にも課税するようになったのは、インカム・ゲインとキャピタル・ゲインの区別がつきにくくなっている事例（例：ゼロクーポン債の売却益は譲渡益か利子か区別がつきにくい）がたくさん出てきていたからである。現在、この資本所得の分離課税についての評価の議論は私の聞いている限りあまりないのではないかと考えている。

（４）国際課税（BEPS）【連邦財務省】

- OECD 等での BEPS の議論を受けて、欧州委員会は 1 月 28 日に、租税回避防止パッケージを公表した。その内容は 4 つの柱で構成されており、①域内国における租税回避防止措置、②租税条約の濫用防止措置、③多国籍企業・域内課税当局間の情報交換、④域外国に対する働き掛け、となっている。今後、これらそれぞれにつき、欧州議会及び理事会の承認・採択等、各形式に応じた所要の手続きを経ることとなる。EU 加盟国が同意した場合、EC 指令については各国が国内法で実行する義務が生じる。他方で、EU のパッケージは OECD で議論するものと完全に一致しているわけではない。また、連邦議会で BEPS に対する措置を実行に移すという決定はされていない。
- 特に、国別報告書（CbC レポート）に係る改正案を検討中であるが、企業からの反発もあり苦労している。ハイブリットミスマッチルールについては、連邦議会、連邦州と議論中であるが、その他の BEPS 対応については、OECD がまとめたものに十分対応できる国内法は概ね整備済みである。
- 行動 3（CFC 税制）については国内法は整備済みであり、OECD の BEPS 最終報告書よりも厳格である。例えば、パッシブインカム（passive income）については、子会社が所属する軽課税国の法人税率が 25%未満の場合適用（トリガー税率）される。欧州委員会での検討案は、CFC を適用する場合は、軽課税国の税率が加盟国よりも 40%以上低い場合に課すというものである。ドイツの法人税の実効税率は約 30%であるので、現在のドイツの基準税率 25%は、欧州委員会案の基準税率 18%（ $30\% \times (100\% - 40\%)$ ）と比較してより厳しい基準を採用していると言える。
- ドイツの利子損金算入制限制度については、OECD のものとほぼ同じであり、大きくドイツの国内法を変更する必要はない。ドイツでは、EBITDA の 30%以上利子が控除されている場合（純利子額が 300 万ユーロ以下の場合適用除外）は、利子控除を認めない制度となっている。企業の収入状況と税負担を見ながら対応しているが、現在は欧州中央銀行の政策金利が低率で推移していることから、利子率は低いレベルであり、適用されうるような状況はあまり生じていない。2008 年に、利子控除制限の強化（過少資本税制を廃止して、過大支払利子税制を導入）し、客観的なルールを整備し、法人税率引下げとセットでやったことから、経済界からの反発も最小限となったのではないか。
- パテントボックスについてドイツは大きな関心を持っているが、これはドイツの税制の問題ではなく、パテントボックスを導入している国に BEPS プロジェクトの最終報告書の内容を順守させるといったことが重要。
- 移転価格税制については、独立企業原則（ALP）に基づいた国内法の整備を検討中である。例えば、将来的には、特定の債務契約をなかったことにするような措置もとれるようにすることを考えている。
- CbC レポートについては、外国企業グループの親会社が報告しない場合、その他の国の拠点地の子会社に報告義務を課すことも検討している。EU において、OECD の提案より発展的なものを検討している。ドイツ国内では、国別報告書（CbC レポート）に係る改正案を検討中であるが、企業からの反発もあり苦労している。
- FATCA への対応については、アメリカと実際にデータ交換を行っている。

スウェーデン【財務省、ストックホルム大学】

(1) 諸外国における経済社会の構造変化を踏まえた税制の課題【財務省、ストックホルム大学】

(総論)

【ストックホルム大学】

- スウェーデンの年金システムは、①国民保険(全員が加入する)、②企業年金(所得が高い人向けで、労働組合と従業員との契約で成り立つ。積立方式のDC型であり、任意である。)、③個人年金保険、の3つの柱が存在。3つを合わせて75歳まで所得代替率80%を目指している。確定給付から確定拠出へ移行しており、リスクがより納税者に移っていると言える。
- 国民保険は賦課方式であり、高齢者となって年金受給権が生じた時の経済状況が重要。受給額は経済状況に応じて毎年計算を見直している。
- 個人年金に関しては、政府は一切の控除を廃止することとした。しかし、老後に備えた長期の貯蓄は日本同様重要な課題であり、控除を全て廃止することには疑問がある。

(包括的税制改革)

【財務省】

- 1991年の税制改革については、支払利子控除の住宅投資に対する歪んだインセンティブ等が存在したことから、二元的所得税の導入を行った。資本所得に対する税率は原則30%であるが、所得の性質によって税率は変化する(例えば非上場株式からの配当等は25%である)。二元的所得課税に係る評価は、『Incentives and Redistribution in the welfare state - The Swedish Tax Reform-』(Jonas Agell, Peter Englund and Jan Södersten 著)に詳しい。

※『Incentives and Redistribution in the welfare state』には、下記の旨の記述有。

- ・1980年代のスウェーデンでは、支払利子控除が広範に認められていたことにより、住宅投資への歪んだインセンティブが働いていたことから貯蓄率が低下していた。また、支払利子控除を利用した租税回避も生じていた。1991年から1993年の間、GDPは3年連続でマイナス成長を記録し、トータルで3年間に6%減少、失業率、財政赤字ともに急激に悪化していた。
- ・支払利子控除の制限で借入が減少したことにより、純金融資産が増加し、マイナスであった貯蓄率は1990年代に入って上昇した。

【ストックホルム大学】

- 1991年の改革前は、最高税率73%のきつい累進構造であり、支払利子控除の制限がなかったものを、1991年改革によって、課税ベースの拡大(必要の無い控除を廃止、必要な控除は所得制限を導入)と最高税率の引下げ(73%⇒51%)を行い、勤労所得と資本所得の分離を行う二元的所得課税を導入した。
- 資本所得に30%の比例税率を適用したのは、当時はインフレ率が高かったことから、総合課税・累進税率にすると税負担が実質的に過大となってしまうことが一因である。インフレによる名目的なキャピタル・ゲインが課税されてしまうと、例えば家売りたいのに税金の問題で売れないというロックイン効果が発生してしまう。税率が30%というのは、昨今の経済状況を考慮すると少し高い値であるかもしれない。30%という税率が制定されたのは、1991年当時に想定された実質利子率3%とインフレ率4%を合計した7%に対して30%の税率をかけると2.1%が税額になるという計算になるが、(インフレ率分には課税しないとして)これは実質利子率3%の70%に相当するが、これは総合課税の最高税率と社会保険料率を足した額とほぼ同率になるという理由からである。
- 資本所得と勤労所得の損益通算は91年改革の基本原則に違反する。しかし、資本所得について収益

に 30%の課税をするのであれば、シンメトリックに損失も 30%認めてもいいという考え方で税額控除を認めている。

- 当初、1991 年税制改革はとてよく機能した。法人税改革（税込中立で税率を 57%から 30%に引下げ）も併せて行い、90 年代にスウェーデン経済を上昇させた大きな要因となった。但し、その後は基本原則を遵守せず、政治家が制度を変更しすぎたため、現在の制度は最初の 10 年とは異なる形になってしまった。例えば、最高税率の引上げなど度重なる制度変更を通じて、限界税率もその後上昇して約 60%になっている（加えて使用者は 31%の高い社会保険料も支払わなければならない）。1991 年改革当時の基本原則（低い限界税率と広い課税ベース）に立ち戻るタイミングが来ていると考えており、新たな改革が必要とされている。

（現在の課題）

【ストックホルム大学】

- 出生率の上昇を図るため、以前は児童控除が存在したが、高所得者ほど有利であり逆進性が強いという批判があったため、児童手当に変更された。また、両親が育児をしやすいように、育休手当など税制以外の措置を充実させている。スウェーデンでは、社会政策の性質によっては、税の控除よりも直接の補助金等の方がより効果的であると考えられている。
- 前提として、現在のスウェーデンの政治状況は議席の 40%を超える政党が存在せず、政権与党の政治基盤は極めて脆弱。移民排斥など極右の政策を掲げるスウェーデン民主党が 20%を占めているため、多数派連立を組める可能性も小さく、政治的に行き詰まっており、税制に係る重要な検討がなされる環境にない。
- 一昨年、政府で検討された大きな改革は、法人税において利子控除を廃止すると同時に、法人税率を下げるというものである。債権を有利に扱わないことにより、株式による資金調達が増え、その結果、株主を意識したコーポレートガバナンスが高まることを期待している。この改革によって、そもそも借入をすることが難しい中小企業や負債の少ない大企業は得をする一方、不動産会社といった負債が大きい企業は不利になるであろう。法人税の引下げはイギリス等も進めている。
- その他の課題として、所得税における利子控除の制限やシェアリングエコノミーの所得をどのように課税するかという問題も存在するものの、あまり検討は進んでいない。

（その他）

【財務省】

- 食料品や外食等に軽減税率を導入し税率を下げれば、それらの消費が増えることから労働集約的な食料品や外食を保護することにつながる。本や新聞への軽減税率は、文化促進の政策意図が存在する。軽減税率で逆進性を緩和しようという意図はあまりない。
- 2004 年に相続税を、2008 年に富裕税をそれぞれ廃止している。これらを再導入しようという検討は行われていない。
- 住宅価格の上昇等により、家計部門の住宅取得に係る負債が増加していること等が現在の課題としてあるが、税制による対応は検討していない。
- 同族会社や自営業者への課税はとて複雑な仕組みである。同族会社のアクティブオーナーの場合、①株式の取得価格×みなし収益率（リスクプレミアム（8%）+国債レート）、②賃金の一定割合（4%以上の株式を持っている場合、最大で会社の支払賃金の 50%）の合計額までを 20%（資本所得）で課税し、その合計額を超える部分を勤労所得として課税する。これは、同族会社のアクティブオーナーは、会社の利益を高い税率の勤労所得ではなく、比例税率の資本所得の配当として分配するインセンティブが存在するため、そこに一定の制限を加える制度である。
- 他方で、（法人の形態をとっていない）個人事業主の所得税においては、個人事業主の純資産の額に一定の比率をかけて調整した額を、勤労所得から資本所得にみなしで移転（純資産が負である場合

は、その逆)する制度が存在する。さらに、個人と法人を等しく取り扱うため、事業所得を留保する場合、留保額に法人税率と同率の税(22%)を課し、留保額を取り崩した際に、勤労所得として課税するという制度も存在する。

【ストックホルム大学】

○付加価値税は昨年、葉梨元政務官が出張した際にお話したので割愛する。

※葉梨元政務官出張の際の主なやりとり

・1969年に付加価値税(税率11.1%)を導入し、段階的に税率を引き上げ、1990年に25%に達した後、1992年に、インフレに対抗する手段として、食料品に対する付加価値税率を引き下げることが、当初検討されていた標準税率を1.25%下げるという手段よりも有効であると考えられたことから、食料品に対する軽減税率を導入した。

○また、スウェーデンでも事業者の所得区分は問題となっており、過大に配当をしている場合は勤労所得として課税する規定がある。しかし、依然として中小企業のオーナーが意図的に所得区分を変更できるという点は問題であり、この規定も91年以降、より厳しくしたり、緩めたり改正を続けている。近年もベンチャーキャピタルファンドオーナーの株式売却益を給与所得として課税したところ訴訟となったという事例がある。

(2) 所得税改革(諸控除の見直し)【財務省、ストックホルム大学】

【財務省】

- 勤労税額控除は、勤労者の限界税率を低くすることで、勤労者の就労インセンティブを高めるために導入し、概ねうまく機能していると評価している。(給付は行われない。)
- この勤労税額控除については、所得再分配を強化するため、2015年より、勤労所得が一定水準を超える場合には税額控除額が逡減し、142万クローネを超えると消失化させることとした。
- 65歳以上と以下でブラケットを変更しているのは、1991年までは高齢者控除があったのでその代替物であることと、勤労世代には勤労税額控除があることから高齢者にも何らかの措置が必要であるという考え方があるからである。

【ストックホルム大学】

- 最近の所得税の改革としては勤労税額控除の導入がある。勤労税額控除は、社会保障が手厚すぎたため労働インセンティブを阻害しているという問題が存在したことから、勤労する低所得者層のみに恩恵があるように所得によって控除額が変化するように設計した。また、当時の政権にとって、最大56%の限界税率を政治的に引き下げることが困難であったため、勤労税額控除によってそれを代替することが考えられた。(国税は0, 20, 25の三段階のブラケットになっており、最後の25%のブラケットは財政危機に対応するために、92年に時限的に導入したものだが、恒久化してしまった。)勤労税額控除は概ねうまく機能しており、政治家は好意的に受け止めていると思う。他方、納税者からすると、制度が複雑であり詳細な仕組みを理解していない人々も多い。
- 課税負担を減らすという点で基礎控除も同様の効果があるが、基礎控除はあくまで課税所得を減じる所得控除であるのに対して、勤労税額控除は税額控除であるので性格が異なる。
- 年金保険料について、雇用主負担分が10.21%であるのに対して、被用者負担分は7%である。この被用者が支払う7%の年金保険料については、100%の税額控除が認められており、これは年金保険料を税金で実質的に肩代わりしているものである。1999年の年金改革の際に、(それまで一階部分は税方式であったため)新たに生じる7%の保険料負担について、首相が支払わなくても年金は保障されると約束したことに基づく。

(4) 国際課税 (BEPS) 【財務省】

- まず、前提としてスウェーデンは小国開放経済であることから、海外の経済や税制の影響を大きく受けるという特徴がある。BEPS プロジェクトが議論される前からスウェーデンは BEPS に対応してきたので、概ね国内法の対応はできていると考えている。スウェーデンの方針は、現在 EU で議論されている内容に基本的に従うが、国外のスウェーデン企業に対しては厳しすぎる内容（特に、恒久的施設 (PE) と移転価格税制 (TP) に係る規定) になっていると考えており、現在の BEPS の議論はもっとバランスのとれたものにするべきだと考える。
- スウェーデンは一般的租税回避防止規定 (GAAR) が存在し、使用することができる。
- EU における移転価格 (TP) の議論は、税務当局による関連者間の取引そのものの否認 (non-recognition) や信頼できる予測が無いような評価困難な無形固定資産 (Hard-to-value intangibles) に係るルールを含め、EU においても BEPS プロジェクトに沿った議論がなされることを望む。
- 租税条約の濫用防止 (行動6) について、主要目的テスト (PPT) と特典制限規定 (LOB) が両方議論されており、両方ともよくないと考えているが、ミニマムスタンダードとして、今後スウェーデンが締結する租税条約には規定されるだろう。
- スウェーデンの環境税は高い水準にあるのでこれ以上あげることはできないと思うが、国際競争が起こりやすい税制であるので、国際的にも議論すべき。